

## 世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金交付要綱

令和2年3月31日

31世工ネ施第73号

### (通則)

第1条 この要綱は、地産地消型再生可能エネルギー利用の促進及び地域防災力の向上を図るため、区民が太陽光を利用して充電できる小型ポータブル蓄電池等を購入するに当たり、その経費の一部について、世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、その交付については、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、太陽光を利用して充電して使用することを目的とした小型ポータブル蓄電池等の購入とする。

### (補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内に住所を有する個人であって、自ら居住し、又は新築し、若しくは改築して居住しようとしていること。
- (2) 自己の責任において小型ポータブル蓄電池等を購入し、適切にその管理をすることができること。
- (3) 持ち運び可能かつ接続して充電が可能な太陽光発電パネルを併せて購入し、又は既に購入していること。

### (4) 納付すべき区民税を滞納していない者

2 前項第1号の規定にかかわらず、集合住宅の共用部分にて使用するために購入する場合にあつては、同号中「個人」とあるのは、「当該集合住宅の管理組合(賃貸用集合住宅にあつては、所有者)」と読み替えて適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号。次号において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者

- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの
- (3) これまでに本補助金又は世田谷区定置型蓄電池システム購入費補助金の交付を受けている世帯のもの

#### (対象機器)

第4条 補助金の交付の対象となる小型ポータブル蓄電池等は、蓄電池(最低蓄電容量400Wh。太陽光パネルにより充電可能なこと)及び直流交流変換器で構成された可搬用の完結型電源装置であって、交流100V出力端子を備えたものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 中古品であるもの
- (2) 個人売買によるもの
- (3) オプション品又は交換部品

#### (補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、小型ポータブル蓄電池等の購入金額(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税額及び地方消費税額を除く。)の5分の1以内とし、補助事業を行う者1人につき10,000円を限度とする。この場合において、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の交付の対象となる小型ポータブル蓄電池等は、1住戸当たりにつき1台限りとする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

#### (補助金交付申請)

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に、次に掲げる書類を添付させた世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出させなければならない。ただし、申請者が個人である場合は第5号に掲げる書類の添付を、集合住宅の管理組合である場合は第3号及び第4号に掲げる書類の添付を要しないこととする。

- (1) 購入を予定している小型ポータブル蓄電池等の規格及び価格等が記載された見積書又は掲載されたカタログ等

- ( 2 ) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する持ち運び可能な太陽光発電パネルの購入状況がわかるもの（購入済みの場合にあっては保証書の写し等購入済みであることがわかるもの、小型ポータブル蓄電池等と同時に購入する場合にあっては規格、価格等が記載された見積書又は掲載されたカタログ等）
- ( 3 ) 申請者の住所が確認できるものの写し
- ( 4 ) 特別区民税納税証明書
- ( 5 ) 管理組合の規約の写し、現在の理事長が選任されたことを確認できる書類の写し及び補助機器の導入に係る管理組合の総会の決議書又はそれに代わるものの写し
- ( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（補助金交付の条件）

第 7 条 区長は、補助金の交付決定に当たっては、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- ( 1 ) 補助事業により取得した小型ポータブル蓄電池等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、保証期間の間、他の者に転売し、又は貸与してはならないこと。
- ( 2 ) 区長が必要な資料、情報等を求めたときは、区長の指定する期日までに当該資料、情報等を提供すること。
- ( 3 ) 機器の購入は、補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 10 日までに完了するものとする。

（交付の決定及び通知）

第 8 条 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときはその旨を世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金不交付通知書（第 3 号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（補助事業の変更の承認）

第 9 条 区長は、前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業変更・中止承認申請書（第 4 号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の

変更又は中止を承認したときは、その旨を世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業変更・中止承認書(第5号様式)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第10条 区長は、小型ポータブル蓄電池等の購入が第7条第3号に規定する期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業者に世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業事故報告書(第6号様式)により報告させなければならない。

(実績報告)

第11条 区長は、補助事業者が小型ポータブル蓄電池等を購入したときは、速やかに補助事業者に次に掲げる書類を添付させた世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業実績報告書(第7号様式)を提出させなければならない。

(1) 小型ポータブル蓄電池等の購入に係る内訳が記載された領収書の写し(品名、型番及びメーカーの記入があるもの)

(2) 小型ポータブル蓄電池等及び持ち運び可能な太陽光発電パネルの写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の規定による報告を、補助金の交付決定をした年度の3月20日までに提出させなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容及び要件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業補助金交付額確定通知書(第8号様式。次条において「確定通知書」という。)により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 区長は、確定通知書を受けた補助事業者に対して、世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業補助金交付請求書(第9号様式。次項において「請求書」という。)を提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

( 是正のための措置 )

第 14 条 区長は、第 12 条の規定による審査の結果、補助事業が補助金の交付決定内容及び要件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業是正命令通知書(第 10 号様式)により命ずるものとする。

( 交付決定の取消し )

第 15 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- ( 1 ) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ( 2 ) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- ( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前 2 項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者に対して世田谷区小型ポータブル蓄電池等購入費補助金補助事業補助金交付決定取消通知書(第 11 号様式。以下「取消通知書」という。)により通知しなければならない。

( 補助金の返還 )

第 16 条 区長は、前条の規定より補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

( 違約加算金及び延滞金 )

第 17 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 18 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。